

令和2年度第1回木津川市いじめ防止等対策委員会 会議録

○日 時：令和2年10月13日（火）13時30分から15時30分まで

○場 所：木津川市役所 全員協議会室

○出席者：榊原禎宏委員長、仙田富久副委員長、中井裕子委員、市川忍委員、
山本千賀子委員、前田健一郎委員、市橋純子委員、山口和明委員、
吉川佳子委員、杉山樹利委員

教育委員会：森永教育長、竹本教育部長、遠藤教育部理事、志賀教育部理事、
木下学校教育課長、松田学校教育課指導主事、福田学校教育係長

1 開会

2 委員へ委嘱状交付（机上配布）

3 教育長あいさつ 森永教育長より

4 委員・事務局紹介

5 木津川市いじめ防止対策委員会について

資料N o. 1「木津川市いじめ防止等対策委員会条例」により説明。

第1条、第2条において、当委員会はいじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、学校の求めに応じて学校におけるいじめ防止を始めとする生徒指導上の諸問題のための基本的な方針及び施策に関し必要な指導助言を行い、また重大事態の発生時には教育委員会の求めに応じ、調査方針の決定や調査結果の報告にあたるものである。いじめ防止対策推進法については、資料N o. 6に添付しているのでご参照いただきたい。続いて、第3条、第4条について説明する。当委員会では第3条に示されている各分野の方々に構成されている。任期は2年である。ただしP T A代表の方については各校のP T A組織の任期が1年となっているため、本委員会においても1年で交代となっている。

次に本委員会の運営に関して説明する。第5条では本委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の皆さまの互選により定めることとなっている。この後、決定するのでご協力をお願いしたい。

次に第6条について説明する。本条では会議の成立要件などを定めている。この委員会は情報公開や会議の透明性などから公開とすることが、木津川市審議会等の会議公開に関する規程により定められている。詳細については次の説明で行う。

ここまでの説明について質問があればお受けしたい。

→特になし。

6 木津川市いじめ防止等対策委員会の運営について

資料No. 3により、会議の公開について説明する。先ほど会議については公開すると説明したが、方法については会議の傍聴を認めることにより行う。

資料No. 4「木津川市審議会等の会議公開に関する規程」をご覧いただきたい。本会議において、個別の事象等秘密性の高い事案について取り扱う場合は本規程第3条第2項の適用とし、非公開とする。

続いて、議事録の作成について説明する。事務局で作成し、議長と議長が指名した議事録署名委員1名の署名を頂いて議事録とする。なお、議事録は委員の発言を逐一記録するものではなく、発言の要点を整理したものとして作成する。また、この議事録はホームページ上でも公開する。

当委員会の守秘義務については、委員は職務上知りえた秘密については、在任中はもちろん退任後も、これを漏らしてはいけないとあるので、よろしく願いたい。

事務局からの説明は以上であるが、質問等あればお受けしたい。

→特になし。

7 委員長・副委員長のあいさつ

当委員会条例第5条では、「委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。」となっている。選出についてご意見を頂戴したい。

委員 昨年まで委員長、副委員長を経験頂いている榑原委員、仙田委員が本年度も委員として選出されている。2年間の運営について素晴らしいものがあったので、引き続きお願いしたいと思う。

事務局 ただいまご推薦頂いた件についていかがか？

委員 異議なし。

事務局 「異議なし」のご意見を頂戴したので、委員長には榑原委員を、副委員長には仙田委員にお願いしたい。

8 委員長あいさつ 榑原委員長より

9 議事

(1) 議事録署名委員の指名

中井委員を指名

(2) 木津川市いじめ防止基本方針について

資料No. 5により事務局が説明。

いじめ防止対策推進法第12条の規定により方針を作成したが、この第12条に学校の基本方針の策定義務、地方公共団体の策定努力義務が記載されている。市におけるいじめ防止等のための対策を総合的且つ効果的に推進するために平成26年4月に策定した。これにより、各学校では各学校のいじめ防止基本方針を策定している。制定内容は市立中小学校におけるいじめ防止等の対策の基本的な方法を示すと共にいじめ防止や早期発見、いじめへの対処を体系的且つ計画的に実施できる様、講ずべき対策の内容を具体的に示している。

まず、基本方針の構成について説明する。1. いじめに対する基本認識について記載している。2. いじめの未然防止、3. いじめの早期発見のための取り組み、4. いじめへの対応、5. いじめ問題に取り組む体制の整備、6. インターネット上のいじめへの対応7. 重大事態への対処、8. 学校におけるいじめ防止基本方針について記載している。

この基本方針は平成30年4月に京都府のいじめ防止対策基本方針が改定されたことを受け当市の基本方針も平成30年5月に改定した。改定された7つのポイントについて説明する。

まず、一点目としていじめ認知の判断についてである。2ページ 3)で「いじめは見つけにくい行為であることを認識し、積極的な掘り起し等によっていじめを把握するよう努力しなければなりません。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが重要です。」としている。いじめの認知判断についてこの箇所を追記した。

続いて二点目として、府でも重要視するようになった幼児期教育の取組の推進である。3ページ (2)豊かな心の育成の部分において「幼児期の教育において、発達の段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるような取組など、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進します。」を追記した。

続いて、三点目としていじめの早期発見と相談に関する心構えである。6ページ 9)を追記している。いじめ発見に向けての心構えとして、「いじめが大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを十分認識する」等、見逃すことが無いよう注意して早期の気づきを大切にしていける必要があるということである。

続いて四点目として教育環境・教育機会の確保である。7ページ下から4行目③「いじめを受けた児童生徒への教育機会の保障」に関する部分を追記した。いじめにより不登校になり、学習権が保障されないことが無いよう、別室指導や適応指導教室を利用し、対策を講じる旨追記した。

続いて五点目、いじめ解消の要件である。8ページ下から5行目②をご覧ください。いじめが解消している状態とは「少なくとも行為が止んで3か月以上経っているこ

と。」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない。」の二つの要件が満たされていることとなった。

続いて六点目、組織の単独設置である。10ページ下から3行目①を追記した。学校におけるいじめの対策組織は、例えば生徒指導部会等の何かの組織と兼ねるのではなく、単独で設置し未然防止等の対策や万一いじめ事象が起こった際の方向性などをしっかりと協議し対応していくためである。

続いて、七点目 学校評価への位置付けである。14ページ下から3行目「基本方針に基づくいじめ防止のための取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、取組の検証と改善に努める」の部分である。学校評価とは学校の取組をチェック・評価し、次への改善に生かすという一連の取組である。その学校評価の項目にいじめ防止のための取組を位置づけることで確実にチェックし改善することができる。

以上のことから、本市ではこのいじめ防止基本方針に沿って、いじめの未然防止と早期発見、早期対応に努めている。

15ページ以降については資料編となっているので後程ご覧いただきたい。

委員 インターネット上のいじめへの対応について、来年度からGIGAスクール構想が始まり1人1台のパソコンが与えられるが、それに対する対策と考えてよいのか。

事務局 GIGAスクール構想については新型コロナウイルス感染防止の関係で少し前倒しとなり、今年度末には1人1台のタブレットが整備できる状態である。主に学校の授業の中で使い、もしもコロナの第3波、第4波が来て学校が休校となったときには、小学校6年生と中学校3年生を優先に各家庭に持ち帰ることも考えている。この学校で使うタブレットについては特にSNSで繋ったり等はないが、家に持ち帰ることを想定しているので、タブレット自体のセキュリティ上の確保とモラルについての学習をニュースや京都府教育委員会から出された資料を使って進めていく。

委員 8ページの(7)いじめの解消②の「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の判断の基準はどのようにしているのか。

事務局 観察と聞き取りが判断基準となる。年に2回いじめ調査のアンケートを実施しており、その後担任と児童生徒一人一人の個別相談を実施している。その時に聞き取りを行い把握している。また、日常の会話の中でも把握をしていくこともある。

(3) 市内小中学校のいじめ調査について

資料No. 9により事務局が説明。

今年度については、新型コロナウイルス感染防止のため4、5月が臨時休校となり、アンケートの実施についても通常よりも1か月近く遅れた。

1ページは、各学校で全児童生徒を対象に実施したいじめ調査の実施日や実施人数が掲

載されている。

2 ページはアンケートの内容が掲載している。

3、4 ページについてはいじめアンケートの学校集計表で、いじめの対応のその他のところに具体内容が記載されている。

5 ページについてはアンケートにおいて、いやな思いをした児童、生徒数である。小学校では910名、中学校では71名である。そのうち、小学校で617名、中学校で40名が今は行為が止んでいると回答している。また、小学校で293名、中学校で31名が今も行為が継続していると回答している。学年別では小学校については学年により大差はないが、中学校については上の学年に行くほど少なくなっている。これは例年の傾向である。

6 ページは、いやな思いをした時に誰かに相談したかという質問に対して、小学校では910人中437人が、家族や先生、友達、また児童クラブの先生や、友達のお母さんにも相談している。中学校では71人中41人が、友達、家族、先生に相談している。この傾向も例年同じである。

7 ページは、発生率の比較で小学校では、16.9パーセント、中学校では3パーセントであり、昨年度の調査より減少している。

8 ページは、いやな思いの態様について、小中学校共に、ひやかし、からかい、悪口、おどし文句など、いやなことを言われたが圧倒的に多い。小学校では続いて、遊ぶふりをしてぶつかられたり、たたかれたり、けられたりしたが多い。遊びの延長からいじめに発展する危険性もあり、よく観察する必要があると考える。中学校においては、パソコンや携帯電話で傷つくようなことや、いやなことをされたが昨年度より増えているので、非常に注意が必要である。

9 ページ、10 ページは京都府のいじめ調査に報告した内容である。小学校では882件、中学校では70件のいじめの認知をしている。例年は解消しているか継続しているかに振り分けるが、今年度については学校再開が6月という事情もあり、ほとんどの事案が3か月を経過していないという事情もあり、今回は認知件数のみの報告となっている。

11 ページは認知件数の比較で、小学校では882件、中学校では70件であり、小中学校共に昨年度より減少している。今後も積極的にいじめを認知し、解消に向けた取り組みを行う。

12 ページのいじめの態様については、先程のアンケート結果と同じである。

13 ページは学校毎の結果となっている。小学校13校、中学校5校の認知件数が全体の何パーセントであるかを示している一覧である。学校により認知件数の割合の差異はあるが、京都府の方針に基づき今後も、積極的にいじめを認知し、一件一件の事象にしっかり着目していきたい。

委員 5 ページの、いやな思いをした児童生徒について、今年度4、5月については休校

で6月から学校が再開されたが、先程の説明で、いじめの解消は「いじめに係る行為が止んで相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること」とあったが、学校が休校中にいじめにあったということなのか。また、6ページのいやな思いの相談状況についての選択肢で、いやな思いをした、続いている、誰かに相談したとあるが選択肢として同質ではない3点が挙げられているように思うがどうか。

事務局 5ページについては、3、4ページのいじめアンケートの結果であり、いやな思いをしたと答えた小学生が910人、そのうち、617人が行為は止んでいると答えている。先程、行為が止んで3か月が経過して解消となると説明したが、これは府の調査の定義である。

6ページを選択肢の件について、いやな思いをしたと答えた小学生910人の中で、今も続いているため留意しなければならない子が293人、910人のうち437人が誰かに相談している子で、473人が誰にも相談できていない子でありいずれも留意し観察していかなくてはいけない状況であるという点で明示しているグラフである。

委員 13ページのアンケートの中で、いやな思いをした人数と認知件数がN中学校で1名違うのではないか。

事務局 N中学校のアンケートを実施結果で、いやな思いをしたと答えた人数が5パーセントで、その後、担任が一人一人に面談で聞き取りをし、その中で兄弟喧嘩等のいじめではない明らかに勘違いだというものについては省いたものが認知件数となる。

委員 生徒数と児童数の推移は毎年大体同じか。

事務局 過大規模校もあり、若干伸びてきている状況である。児童、生徒数が増えているも認知件数は低下していると言える。

委員 今年度は4、5月が休校になったので開校後の子供達の様子を重視していかないといけないと思う。またそれに加えて、新型コロナウイルス感染症に対する人権的なストレスや中傷についても配慮が大切である。

委員 中学校においては今年度、パソコンや携帯電話による書き込み等によるいじめの比率が大きくなっており、具体的に学校でも指導をしなければいけない状況であり、例えば学校に京都府警からゲストティーチャーに来てもらって、非行防止教室やネットトラブル防止教室など授業で取り組みを行う機会や、保護者にも啓発していく機会が重要である。

委員 新型コロナ感染防止のため子供達が外で遊べないような状況の中で、ネット上でゲームをしたり等の時間が多くなり、今の時代の中で遊びも変わってきているので親として不安がある。

委員 ネット関係についての心配はある。課外活動についても学校でも教育をお願いしたい。

委員 いじめアンケート調査がどのように分析されているかを知らなかったので、担任の先生が一人一人と面談を行い、3か月後どうなっているかを追っていただいていたことがよくわかった。いじめの認知件数が小学校882件、中学校が70件ということで、中学校が予想以上に少なかった。いじめの内容を聞けば中学校の内容がもう少し濃い内容であるかと思うが今後勉強していきたい。

事務局 中学校は例年アンケートで把握できる件数が少ないが、成長の過程で、この程度ならばいじめではないと自分の中で折り合いを付けられるようになってきている状況がある。正直に書けないのもあるかも知れないので、アンケートだけに頼らずに観察と聞き取りが大事になってくるかと思う。

委員長 これより審議事案については、個別の事象等であり、秘匿性の高い事案について取り扱う場合には、「木津川市審議会等の会議公開に関する規程」第3条第1項第2号の適用により、非公開とすることに全員意義なく了承した。

(以下、非公開事案)

10 その他

本日は委員の皆様より貴重なご意見をたくさんいただき、またご審議いただき感謝申し上げます。今後も本委員会でもいただいたご意見も参考にしながら、木津川市のいじめ等防止対策について検討し、取組を推進していく。

次回の定例委員会については、令和3年2月に行う予定である。

なお、緊急に報告や協議、また調査が必要な事象が発生した場合は、臨時で委員会を開催することもあるので、ご了承いただきたい。

11. 閉会